

### 文書等における元号の表記について

- 1 これまでどおり公文書は元号を使用
- 2 2019年1月1日～4月30日 ⇒ 「平成31年」で表記  
2019年5月1日～12月31日 ⇒ 「(新元号) 元年」で表記  
※システムから出力するものなどで「(新元号) 1年」と表記される場合は、修正せず「(新元号) 1年」のままでも可。
- 3 新たな元号が決定する前に平成31年5月1日以降の年月日を表記する場合は、「平成」で表記
- 4 各種計画や人口推計のような長期的なものは、必要に応じて西暦を併記  
(例) 平成30年(2018年)～平成34年(2022年)
- 5 年度の途中で元号が変わることから、新たな元号が決定する年度を表記する場合は「(新元号) 元年度」ではなく、原則として「平成31年度」で表記
- 6 例規の条文中に平成31年5月1日以降の期日が元号表記で規定されている場合は、元号を改めるだけの改正は行わない。改正を行う例規の中に平成31年5月1日以降の期日が元号表記で規定されている場合は、新元号に改正する。